公　告

広陵北かぐやこども園における給食調理業務委託に係るプロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和８年１１月１２日

広陵町長　吉　村　裕　之

１．事業の名称

広陵北かぐやこども園における給食調理業務委託事業

２．調達の方法

公募型プロポーザル方式

３．業務概要

（１）業務の内容

別紙「仕様書」のとおり。

（２）委託期間

令和９年４月１日から令和１４月３月３１日まで

（３）事業費上限額

１５０，０００，０００円

４．実施日程

（１）公告日

令和８年１１月１２日（木）

（２）質問の受付

令和８年１１月１８日（水）午後５時まで

（３）質問回答日

令和８年１１月２０日（金）午後５時頃

（４）参加表明書の提出期限

令和８年１１月２７日（金）午後５時まで

（５）企画提案書の提出期限

令和８年１２月４日（金）午後５時まで

（6）提案内容の審査（予定）日
令和８年１２月１０日（木）
（7）選考結果通知
令和８年１２月１７日頃を予定

5．参加資格
本プロポーザルの応募資格は、以下の条件を全て満たすものとする。
（1）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当しない者であること。
（2）広陵町の令和７・８年度物品購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格を有する者であること。
（3）食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）に基づく営業の許可を有する者であること。
（4）給食業務の経営実績については、次の各号のいずれにも該当することとする。
ア　健康増進法（平成１４年法律第１０３号）に規定する特定給食施設における給食業務（以下「特定給食業務」という。）について、５年以上の経営実績を有し、基準日現在特定給食業務の契約を締結していること。
イ　継続的に１回１００食以上又は１日２５０食以上の受託実績を有し、かつ基準日現在も当該施設において１年以上事業を継続している実績が１件以上あること。
ウ　特定給食業務の中で、卵、乳、小麦等の食物アレルギーの原因となる食品について、アレルゲン品目の除去食等の調理に対応できる体制を有すること。
（5）過去３年の間に特定給食業務において、食中毒事故・事件を起こしていないこと、かつ重大な過失等により当該委託契約が解除されたことがないこと。
（6）基準日以降において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
（7）奈良県及び広陵町の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。なお、基準日から契約締結までの間に、広陵町から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
（8）広陵町物品購入等暴力団排除措置要綱（平成２４年広陵町告示第６７号）別表に掲げる措置要件のうち、下記に示すアからオのいずれにも該当する者でないこと。
ア　役員等が暴力団員であるとき。
イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
ウ　役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

オ　上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（9）奈良県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県及び和歌山県のいずれかに本店もしくは支店、営業所を有していること。

(10) 本委託業務を円滑に遂行できるような安定的でかつ健全な財政能力を有しているものであること。

(11) 従業員に対し、安全・衛生教育が徹底され、かつ厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、自社の衛生管理基準マニュアルを確立し、現にこれに基づき調理業務をおこなっていること。

(12) 令和３年９月１日以降、特定給食業務及び大量調理施設業務において食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）の規定による営業許可の取消、営業禁止及び営業停止の処分を受けた者でないこと。

(13) 製造物責任法（平成６年法律第８５号）に基づく生産物賠償責任保険に加入している者であること。

(14) 契約締結時点で（１）、（７）～（13）の要件を満たしている業務代行者を確保できること。

６．その他

詳細は、「広陵北かぐやこども園における給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領」を参照すること。

※窓口配付は実施しません。

※電話や窓口での直接の質問は受け付けしません。電子メールで提出し、電話で受信確認をすること。